

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

資料1 男女共同参画社会基本法

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年5月21日 参議院総務委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。
- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度についても広範にわたり検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適宜適切に講ずること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査及び監視機能が十全に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、体制を充実させること。
- 一 本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動及び広報活動等の措置を積極的に講ずること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう適切な指導を行うこと。
- 一 苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズパーソンの機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とすること。
- 一 男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成11年6月11日 衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO第156号条約の趣旨に沿い、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に責任を担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 女性に対する女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法政上又は財政上の措置を適切に講ずること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体制における調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、その体制の整備の強化を図ること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する債務を有することを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るよう、適切な指導を行うこと。
- 一 男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。

第4次男女共同参画基本計画

第1部 基本的な方針

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）においては、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第2条）と定義し、その促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとしている。

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題である。

これまで、我が国においては、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会における取組とも連動しながら、平成11年の基本法の制定に始まり、平成15年の男女共同参画推進本部による「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標を設定するとともに、基本法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクション（積極的改善措置）¹を始めとする様々な取組を進めてきた。その結果、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、我が国社会は大きく変わり始めている。さらに、平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入った。

一方、我が国社会の現状を見ると、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆるM字カーブ問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、様々な側面からの課題が存在しており、世代を越えた男女の理解の下、それらを解決していくため、真に実効性のある取組が求められている。

このため、第4次男女共同参画基本計画（以下「4次計画」という。）では、以下の4つを目指すべき社会とし、その実現を通じて、基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていく。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

1 経緯

内閣総理大臣は、平成26年10月、男女共同参画会議に対し、第3次男女共同参画基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、政府において4次計画を策定する際の基本的な考え方について諮問した。

同諮問に対して、男女共同参画会議は、計画策定専門調査会、女性に対する暴力に関する専門調査会及び監視専門調査会において広く国民各層の意見を求めつつ調査審議を進め、平成27年12月、「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を答申した。

4次計画は、同答申を踏まえて策定するものである。

2 4次計画において改めて強調している視点

4次計画において改めて強調している視点は以下のものである。

<あらゆる分野における女性の活躍>

- (1) 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させる。
- (2) あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であることから、女性活躍推進法の着実な施行とともに、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じた積極的な女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進める。

<安全・安心な暮らしの実現>

- (3) 非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等、働き方の二極化に伴う諸問題への対応を進めるとともに、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。
- (4) 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。

<男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備>

- (5) 東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信する。
- (6) 国際的な潮流を踏まえつつ、国際的な規範・基準の尊重等に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して国際社会における我が国の存在感及び評価を高める。

<推進体制の整備・強化>

- (7) 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、地域における推進体制を強化する。

3 構成

4次計画は、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、この「第1部 基本的な方針」及び「第2部 施策の基本的方向と具体的な取組」から構成している。

「第1部 基本的な方針」においては、計画全体にわたる基本的考え方や経緯、構成等を示すとともに、計画における政策目的を明確化し、効果的な計画の推進を図るために設けた4つの政策領域（「Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍」、「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」及び「Ⅳ 推進体制の整備・強化」）ごとに、重点的に監視・評価すべき「政策領域目標」を定めている。

「第2部 施策の基本的方向と具体的な取組」においては、政策領域Ⅰ～Ⅲの下に重点的に取り組む12の個別分野を設け、これら12分野及び「Ⅳ 推進体制の整備・強化」について、それぞれ平成37年度末までの「基本的考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるとともに、「具体的な取組」の実施により達成を目指す「成果目標²」を設定している。

（平成27年12月閣議決定）

福井県男女共同参画推進条例

平成十四年十月十一日
福井県条例第五十九号

福井県男女共同参画推進条例を公布する。

福井県男女共同参画推進条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

第一節 男女共同参画の推進に関する基本計画(第八条)

第二節 男女共同参画の推進に関する基本的な施策(第九条—第十六条)

第三節 男女共同参画の推進に関する普及啓発(第十七条—第十九条)

第四節 男女共同参画の推進に関する推進体制の整備等(第二十条—第二十三条)

第三章 福井県男女共同参画審議会(第二十四条—第二十九条)

附則

すべての人は、個人として尊重され、法の下に平等であり、男女の人権は、性別にかかわらず尊重されなければならない。

福井県では、男女平等の実現に向けて、国際社会や国の動きと協調しつつ、女性の就業率や夫婦共働きの割合が高いという地域特性を踏まえ、様々な取組が進められてきた。

しかしながら、社会の様々な分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度または慣行が依然として根強く存在しており、真の男女平等の実現には多くの課題が残されている。

これらの課題に対処して、男女が、互いの人権を尊重し、協力し合い、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現し、ゆとりと創造力あふれる福井を築いていくためには、県、市町、県民および事業者が連携し、および協働しながら、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に展開していくことが必要である。

ここに、わたしたちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、ならびに県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- 一 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- 二 社会のあらゆる分野における制度または慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとなるように見直されること。
- 三 男女が、社会の対等な構成員として、県における政策または民間団体における方針の立案および決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 四 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- 五 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、および実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、および実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮するものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者およびこれらの者で組織する民間団体(以下「県民等」という。)ならびに市町と連携し、および協力して取り組むよう努めるものとする。

(平一七条例六五・一部改正)

(県民の責務)

第五条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度および慣行の改善その他の男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が共に職場における活動と家庭等における活動とを両立することができるよう、職場環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、性別を理由とするあらゆる差別的取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、性的な言動により相手方の生活環境を害する行為および性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をしてはならない。
- 3 何人も、配偶者その他の男女間における暴力行為(精神的に苦痛を与える行為を含む。第十五条において同じ。)をしてはならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

第一節 男女共同参画の推進に関する基本計画

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ福井県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民等の意見を反映することができるよう配慮するものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第二節 男女共同参画の推進に関する基本的な施策

(県民等の理解を深めるための措置)

第九条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民等の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育および学習の機会の充実に努めるものとする。

(制度および慣行の改善を促進するための措置)

第十条 県は、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識の改革および当該意識に基づく制度または慣行の改善を促進するため、情報の提供、人材の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立のための支援)

第十一条 県は、家族を構成する男女が、共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(農山漁村における男女共同参画の推進)

第十二条 県は、農山漁村において、男女が、農林水産業の経営およびこれに関連する活動または地域における活動に共同して参画することができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

(働く場における男女共同参画の推進)

第十三条 県は、すべての働く場において、男女が性別にかかわらず個々の能力を発揮することができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

(政策等の決定過程における男女共同参画の推進)

第十四条 県は、市町および民間団体における政策および方針の決定過程において、男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、附属機関その他これに準ずるものにおける委員の任命または委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(平一七条例六五・一部改正)

(暴力の根絶)

第十五条 県は、配偶者その他の男女間における暴力行為を根絶し、および被害者の保護を図るために、情報の提供、相談その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町、県民等の活動に対する支援)

第十六条 県は、市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策および県民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(平一七条例六五・一部改正)

第三節 男女共同参画の推進に関する普及啓発

(男女共同参画推進員の設置)

第十七条 県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の推進に係る普及啓発その他の活動を行う男女共同参画推進員を置く。

(男女共同参画月間)

第十八条 男女共同参画についての県民等の関心と理解を深めるため、男女共同参画月間を設ける。

2 男女共同参画月間は、六月とする。

(表彰)

第十九条 知事は、男女共同参画を積極的に推進する県民等を表彰することができる。

第四節 男女共同参画の推進に関する推進体制の整備等

(推進体制の整備等)

第二十条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、および実施するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 福井県生活学習館を男女共同参画の推進のための拠点施設とする。

(相談および苦情の処理)

第二十一条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為について、県民等から相談があったときは、関係機関と連携して適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民等から苦情、意見その他の申出があったときは、当該申出に対し適切な処理をするよう努めるものとする。

3 知事は、前項に規定する申出の処理に当たり特に必要があると認めるときは、福井県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(調査研究等)

第二十二条 県は、男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、男女共同参画に関する情報の収集および分析ならびに調査研究を行うものとする。

2 県は、必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

(年次報告)

第二十三条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況および男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況について報告書を作成し、公表するものとする。

第三章 福井県男女共同参画審議会

(福井県男女共同参画審議会)

第二十四条 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議等を行うため、福井県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十五条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 この条例の規定により審議会の権限に属させられた事項の処理に関すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する重要事項についての調査審議および建議に関すること。

(組織)

第二十六条 審議会は、委員十人以内で組織する。

- 2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第二十七条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第二十八条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(その他)

第二十九条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年十一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定され、および公表されている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第八条の規定により策定され、および公表されたものとみなす。

附 則(平成一七年条例第六五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 前各号および次号に掲げる規定以外の規定 平成十八年三月三日

永平寺町男女共同参画推進委員会設置要綱

(目 的)

第 1 条

永平寺町における男女共同参画施策の総合的かつ効果的な推進に資するため、永平寺町男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条

推進委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 永平寺町男女共同参画計画の推進に関する協議・助言及び普及啓発に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画施策の推進のために必要な事項。

(構 成)

第 3 条

推進委員会の定数は15名とする。委員は次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 町内に住所を有し、男女共同参画の推進・実践、及びまちづくりに意欲がある人。

(任 期)

第 4 条

委員の任期は2年とする。但し、委員に欠員が生じた場合はその残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条

推進委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。
- 3 会長は推進委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時または会長が欠けたときはその職務を代行する。

(会 議)

第 6 条

推進委員会は会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。

- 2 推進委員会は委員の半数以上の出席で会議を開くことができる。
- 3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(庶 務)

第 7 条

推進委員会の庶務は、永平寺町教育委員会生涯学習課男女共同参画推進室において行う。

資料4 永平寺町男女共同参画推進委員会設置要綱

(その他)

第8条

この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月 1日から施行する。

附 則

平成27年度は、任期を2年とする。

附 則

平成29年4月1日改定。

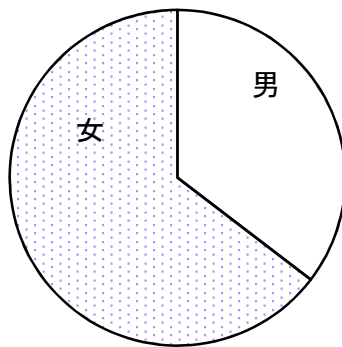
男女共同参画に関する町民意識調査結果(抜粋)

【調査の概要】

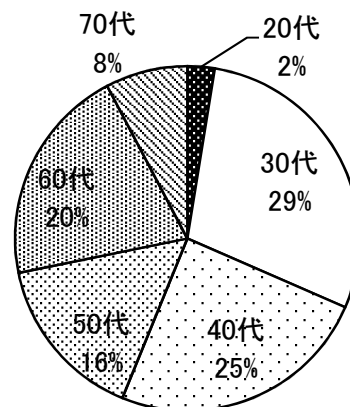
1. 調査対象 永平寺町内に住んでいる20以上の男女
2. 実施期間 平成28年8月1日～平成28年9月30日
3. 配布数 500 (女性 300、男性 200)
4. 回収数 390 (女性 252、男性 138)
5. 回収率 78.0%(女性 84.0%、男性 69.0%)

【回答者の属性】

回答者の性別

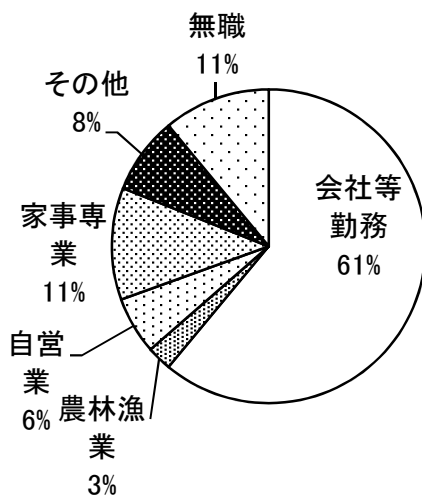


回答者の年齢世代

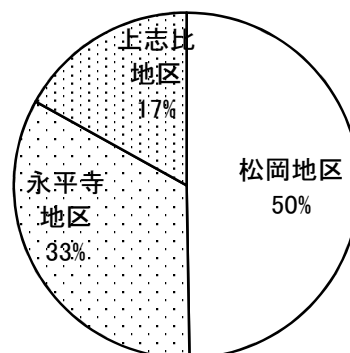


前回比較 性別 男性-4%、女性+4%
 世代 20代、40代、50代が微減。30代、60代が微増
 職業 会社勤務・自営・専業が微減。その他と無職が微増

回答者の職業

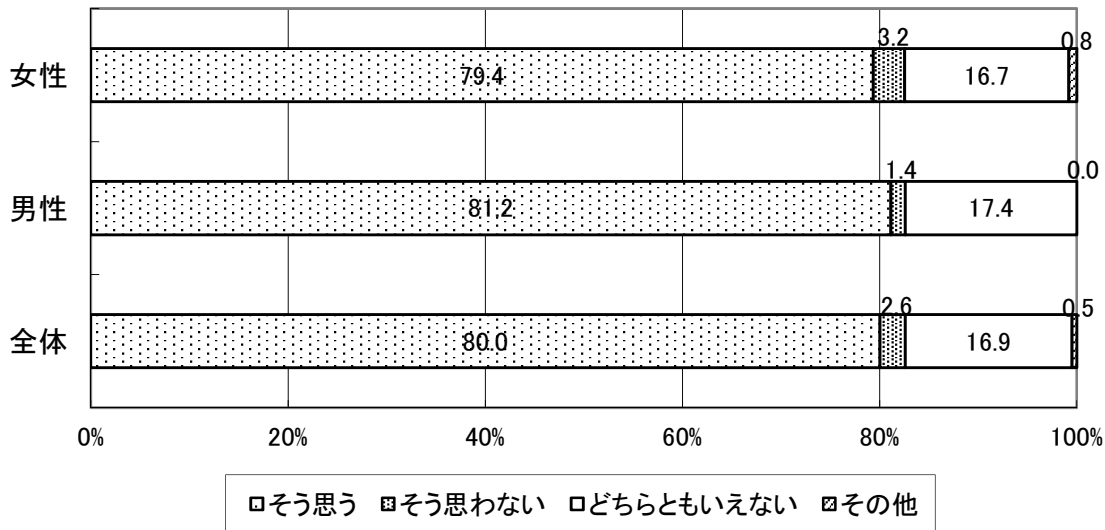


回答者のお住まい



I 家庭生活等について

問1 「男性も子育てや介護・家事に関わり、家庭と仕事の両立を図るようにしたほうが良い」という考え方について



「男性も子育てや介護・家事に関わり、家庭と仕事の両立を図るようにしたほうが良い」という考え方についてたずねたところ、『そう思う』と答えた人は80.0%で、約8割の人が男性の家事参加を肯定的に考えています。

男女別にみると、女性で79.4%、男性で81.2%とほぼ同じような割合で『そう思う』と答えている一方、男性の1.4%が『そう思わない』と答えています。

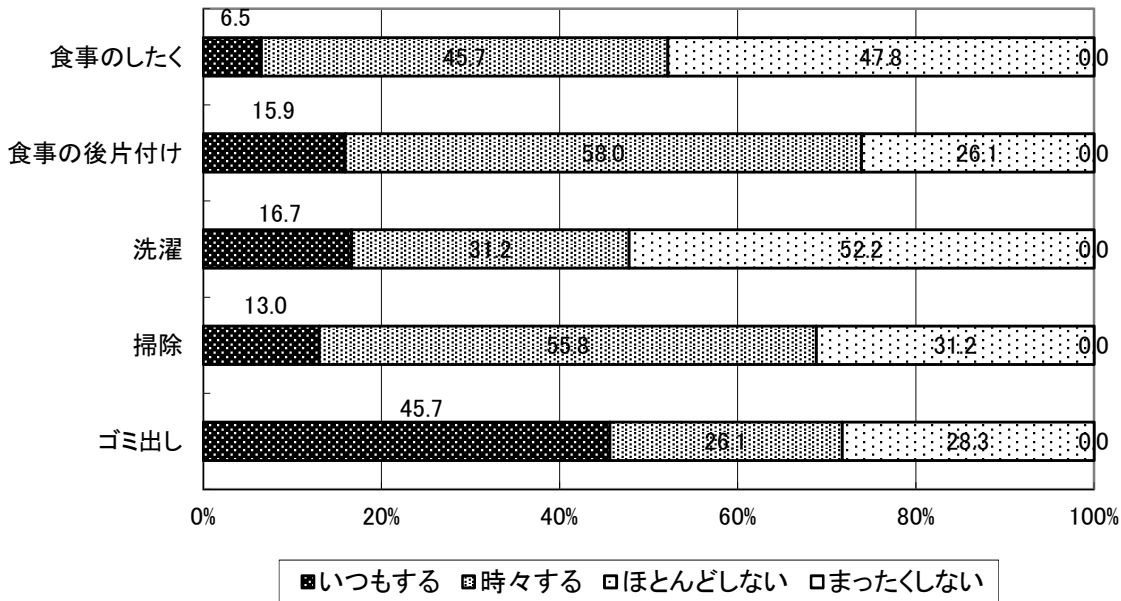
前回からの比較

女性「そう思う」(前回80.8%)が1.4減り、
 「そう思わない」(前回1.9%)が1.3増えている。
 男性は「そう思う」(前回77.7%)が3.5増え、
 「そう思わない」(前回5.4%)は4.0減っている。

男性の意識が上がっている

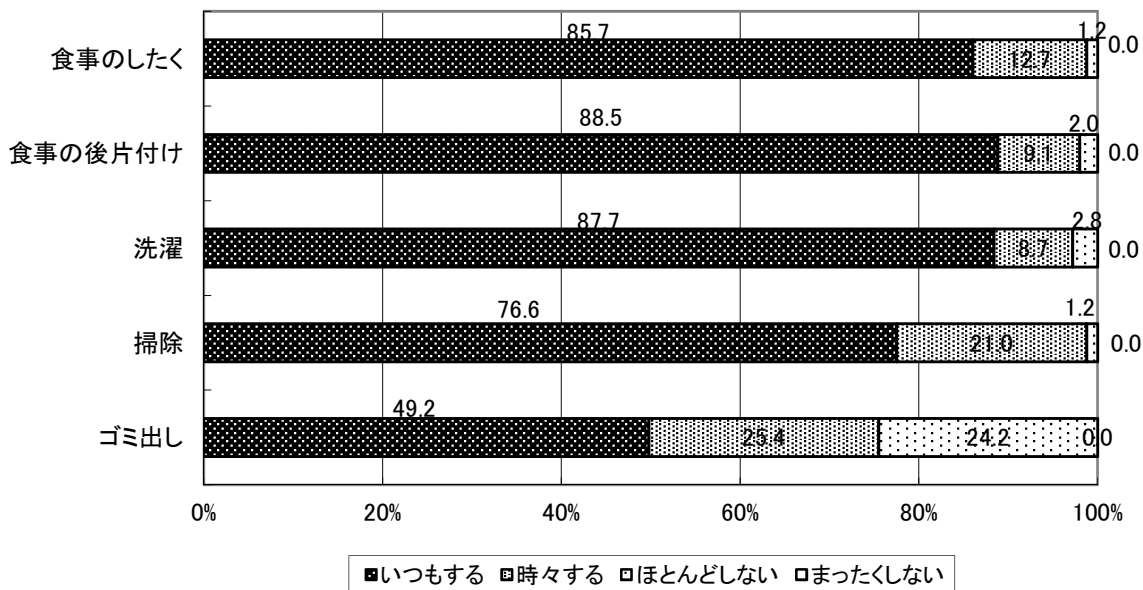
問2 あなたは、家庭の中での仕事や役割をどのくらい果たしていますか。

【男性 N=138】



比較 ほぼ全ての項目が増加。まったくしない人がゼロに。(まったくしない→前回全ての項目で10%)

【女性 N=252】

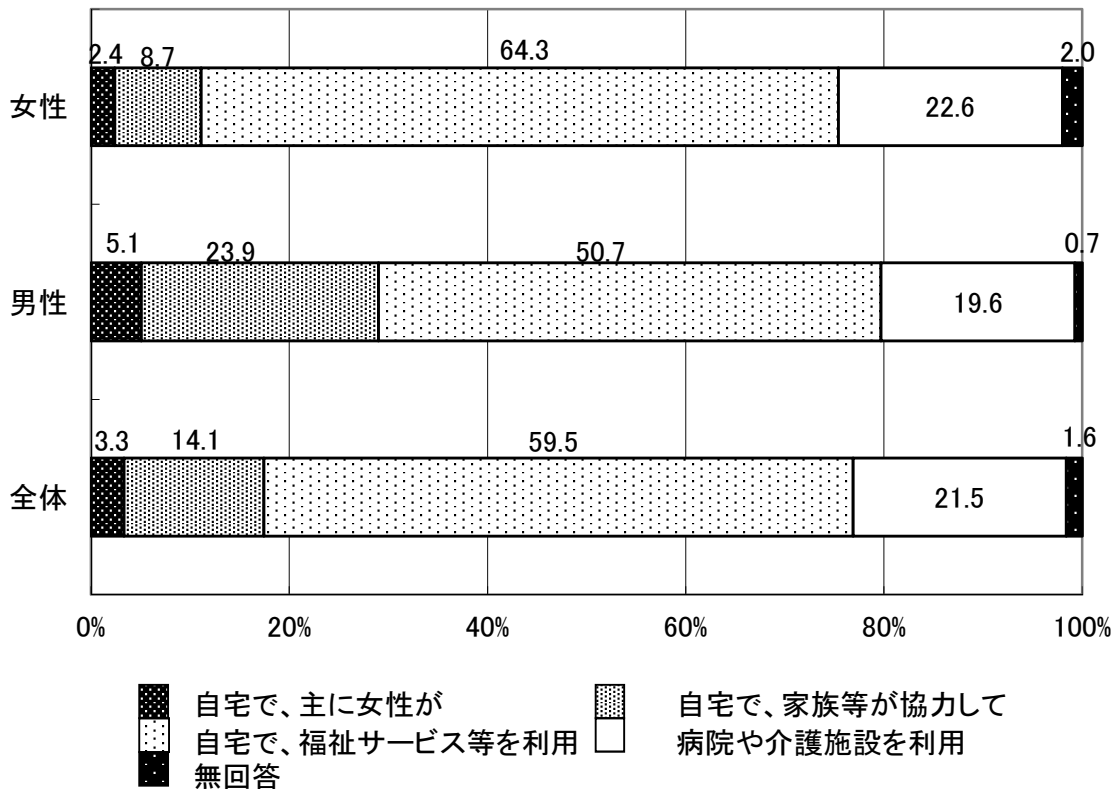


比較 掃除・ゴミ出しはいつもするがそれぞれ約5%減。しかし、食事の後片付け・洗濯はいつもする人が2~3%増

家庭の中での仕事や役割をどのくらい果たしているかについてたずねたところ、食事の支度、後片付け、洗濯は、女性の85%が『いつも』しているのに対し、男性は15%程度と家事全般は女性が担っている現状にあります。

その中で、ゴミ出しについては男性の71.8%の人が『いつも』あるいは『時々』しており、家庭の中での役割をある程度果たしており、ゴミ出しを『いつもする』と答えた人は男性が45.7%、女性が49.2%と、他の項目に比べて男性が担う割合が高くなっています。

問3 仮に、あなたの家族に介護が必要になったとき、どのような介護をしたいとお考えですか。



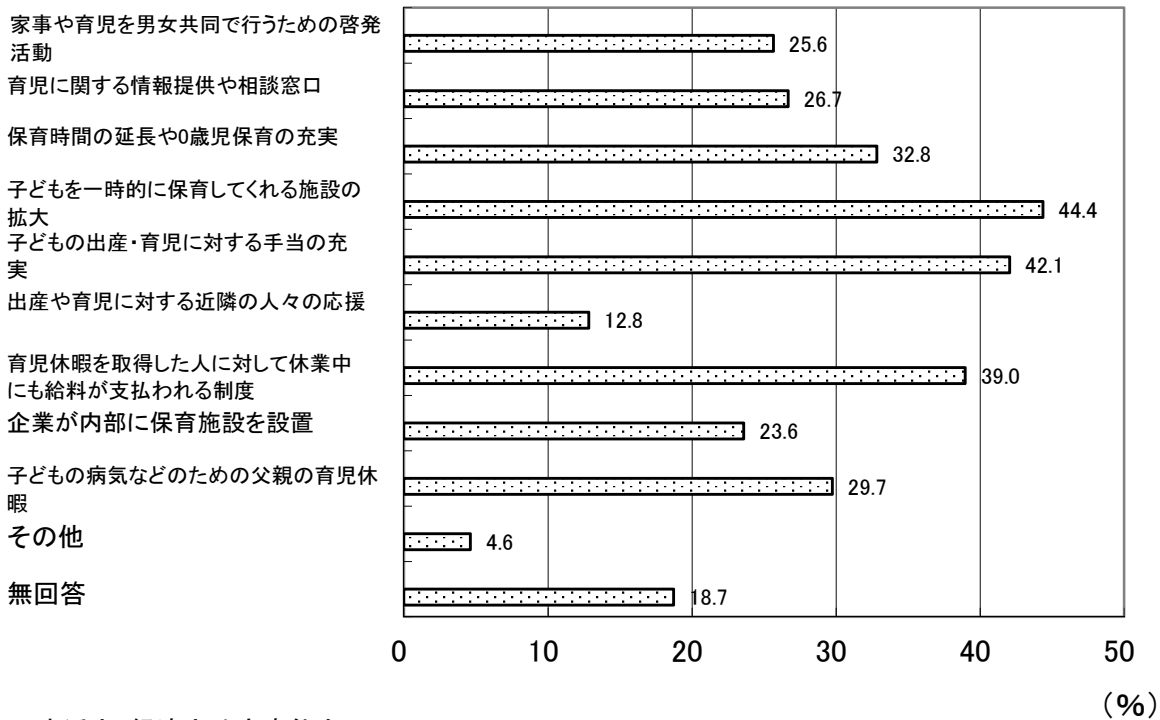
家族に介護が必要になったとき、どのような介護をしたいかについてたずねたところ、全体の76.9%が自宅での介護を望んでおり、21.5%の人が施設や福祉サービス等での介護を期待しています。

男女別にみると、男性の5.1%が『自宅に主に女性が』、23.9%が『自宅に家族等が協力して』と、合わせて29.0%が自宅に家族による介護を望んでいるのに対し、女性の86.9%が施設や福祉サービスを利用した介護を望んでいます。

前回からの比較

大きくは変わっていないが、「病院や介護施設を利用」が3%程度増え、他の項目は全て減少している。

問4 あなたは、子どもを育てやすい環境づくりのためには、どのようなことが必要だと思いますか。



※生活力:経済力や家事能力

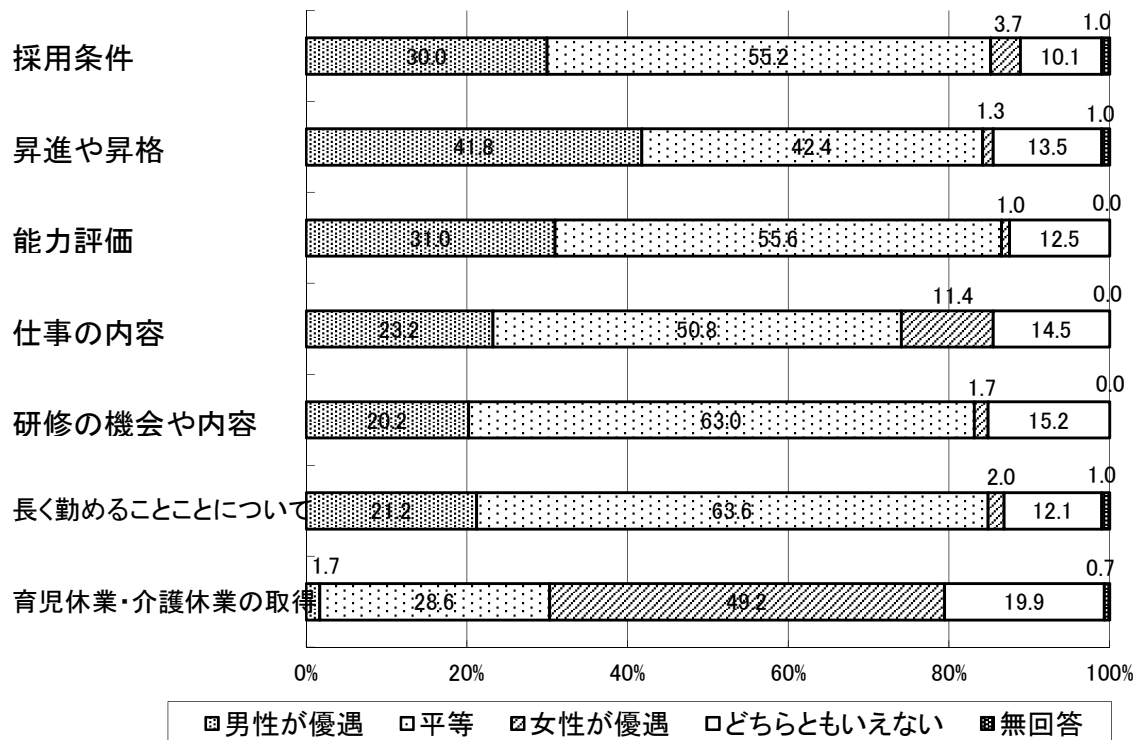
子どもを育てやすい環境づくりのためにはどのようなことが必要かをたずねたところ、『子どもを一時的に保育してくれる施設の拡充』が44.4%と最も多く、次に『子どもの出産・育児に対する手当の充実』が42.1%となっています。

前回の調査には項目なし

II 就業について

問5 あなたの職場では、次にあげるそれぞれの面で男女平等になっていると思いますか。

【N=297】



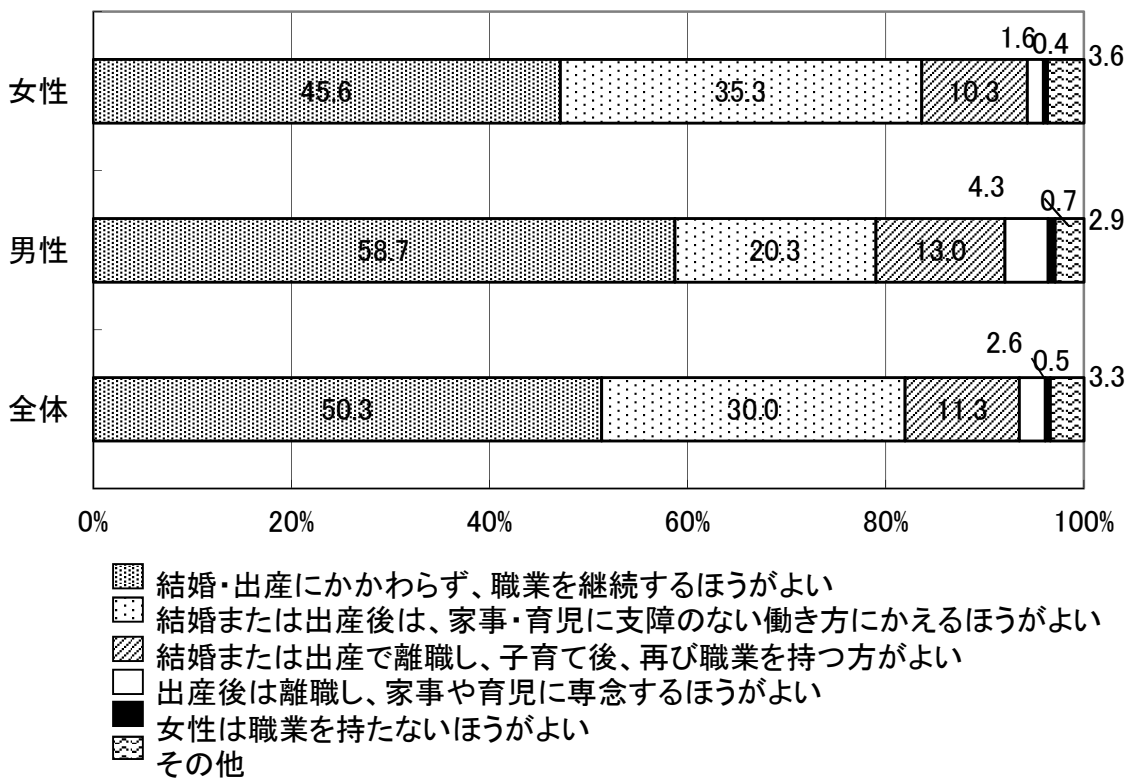
職場での様々な面で男女平等になっているかについてたずねたところ、ほとんどの面で『平等』と答えた人は51.3%でした。『男性が優遇』と答えた人は「育児休業・介護休業の取得」以外の面で21%~41%で、特に「昇進や昇格」の面では41.8%と最も高くなっています。

「育児休業・介護休業の取得」の面では、『女性が優遇』が49.2%と高くなっています。育児休業等の取得率等が影響していると思われます。

前回からの比較

全ての項目で「平等」と答えた人が増加しているが、「採用条件」「昇進や昇格」「能力評価」「研修の機会や内容」については「男性が優遇」のポイントも2%以上増加している

問6 一般的に、女性が職業をもつことについてどうお考えですか。



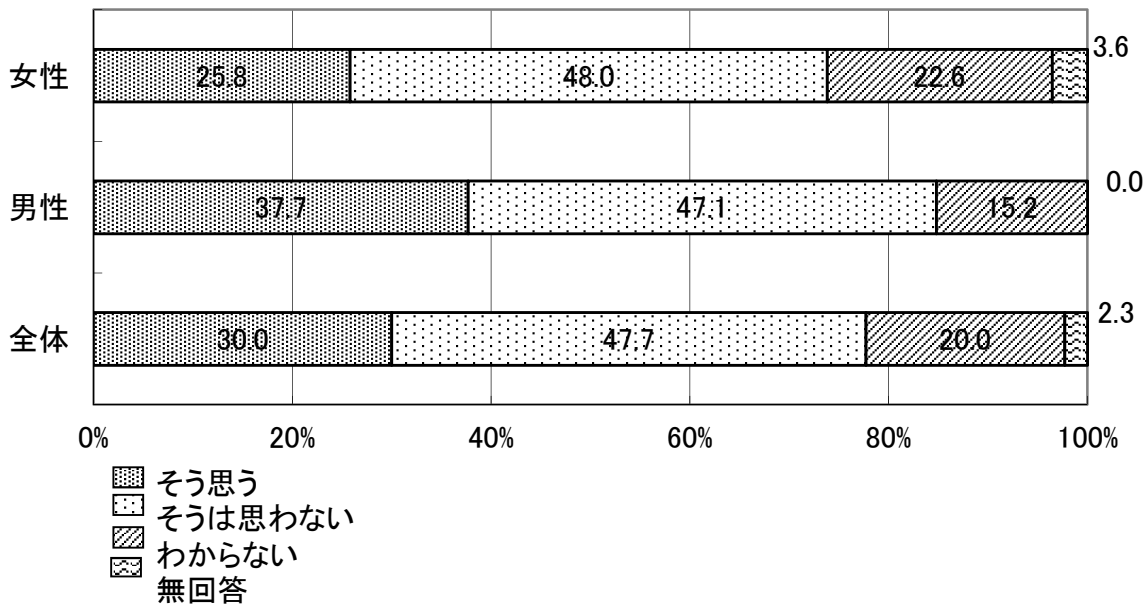
一般的に女性が職業をもつことについてたずねたところ、『結婚・出産にかかわらず職業を継続するほうがよい』が最も多く50.3%となっています。次いで『結婚または出産後は、家事・育児に支障のない働き方にかえるほうがよい』が30.0%、『結婚または出産で離職し、子育て後、再び職業を持つほうがよい』11.3%など、女性が職業をもつことについて肯定的な考え方が91.6%でした。

この考え方に男女の差はあまりありませんが、若干女性の方が肯定的な考えの割合が高くなっています。

前回からの比較

男女共に「結婚出産に関わらず、職業を継続するほうがよい」を選ぶ人が増加している。特に男性は約13%増加。

問7 あなたは、現在の女性は働きやすい状況にあると思いますか。

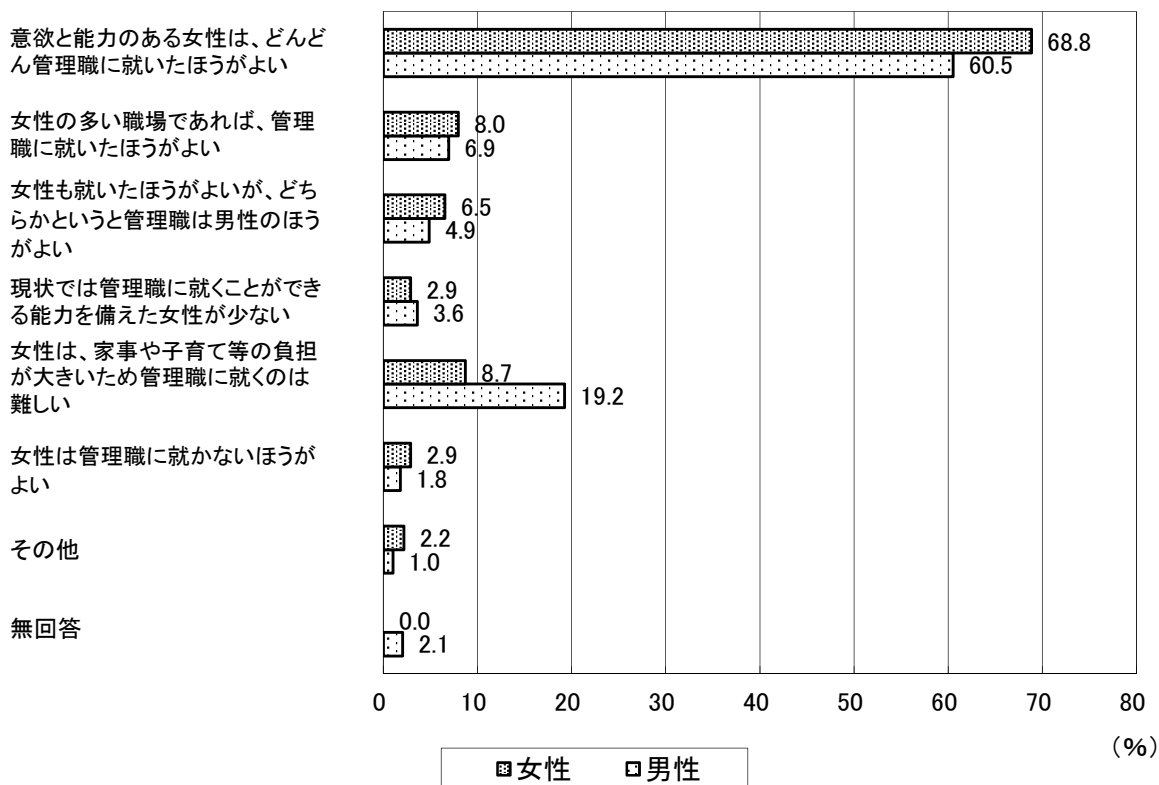


現在の女性は働きやすい状況にあるかとたずねたところ、『そう思う』とこたえたのは女性が25.8%、男性が37.7%となっており、全体では30.0%となっています。

しかし、全体で47.7%が『そうは思わない』とこたえており、半数近くの方が女性は未だ働きにくい状況にあると考えていることがわかります。

前回項目なし

問8 一般的に、女性が管理職に就くことについてどうお考えですか。



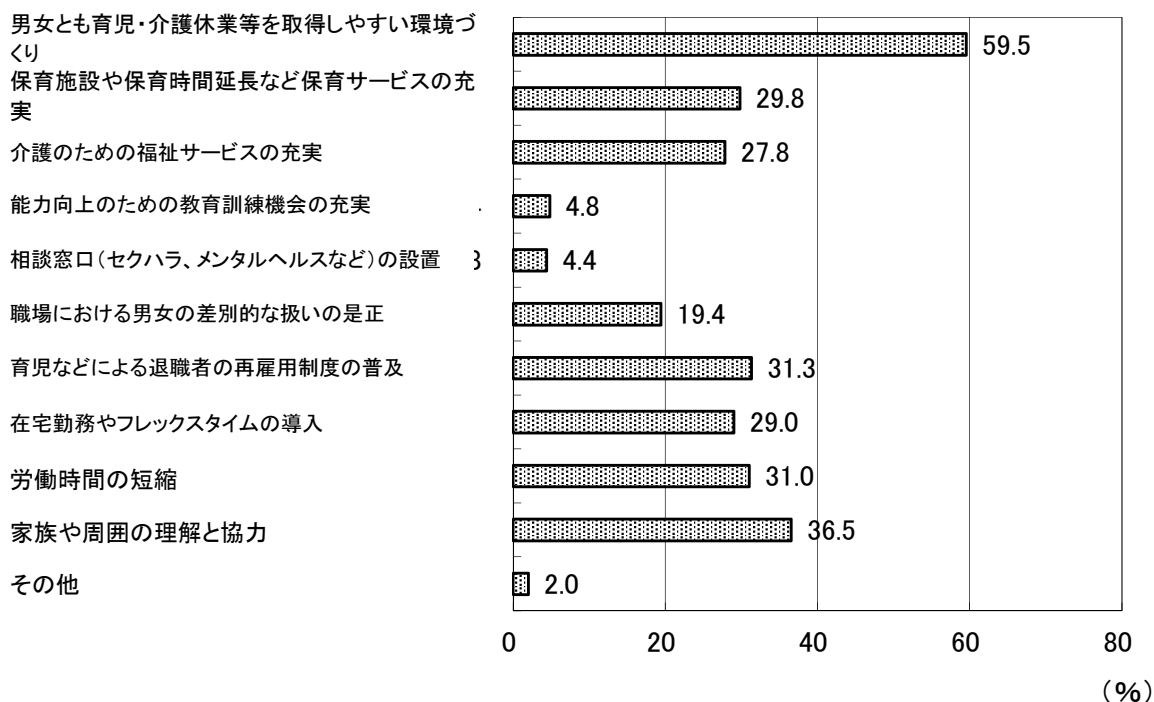
女性が管理職に就くことについてたずねたところ、『意欲と能力のある女性は、どんどん管理職に就いたほうがよい』が全体として61.8%と最も多く、男性60.5%、女性68.8%とほぼ同じ割合でした。

男性の場合次いで『女性は、家事や子育て等の負担が大きいため管理職に就くのは難しい』が多く19.2%、女性の場合も『女性は、家事や子育て等の負担が大きいため管理職に就くのは難しい』が多く8.7%でした。

前回からの比較

「管理職は男性のほうがよい(女性2.3減、男性5.5減)」
 「能力のある女性が少ない(女性2.1減、男性3.6減)」を選ぶ人が減っている。
 しかし、「どんどん管理職についたほうがよい」も減少(女性2.0減、男性9.4%減)。
 その分「家事や子育ての負担が大きいため、管理職につくのは難しい(女性3.7%、男性14.4%)」が大幅増加。
 「管理職につかない方がよい」を選ぶ人も男女約1%ずつ増えている。

問9 男女がともに仕事と家庭を両立していくためには、今後どのようなことが必要だと思いますか。



男女がともに仕事と家庭を両立していくためには、今後どのようなことが必要だと思うかをたずねたところ、『男女とも育児・介護休業等を取得しやすい環境づくり』が59.5%と最も高く、『家族や周囲の理解と協力』36.5%、『退職者の再雇用制度の普及』や『労働時間の短縮』と続いています。

家族等の理解と協力とともに、制度の充実や保育サービス、介護サービス等の充実が求められています。

また、働く場における、環境整備や就業条件の意識も高まっています。

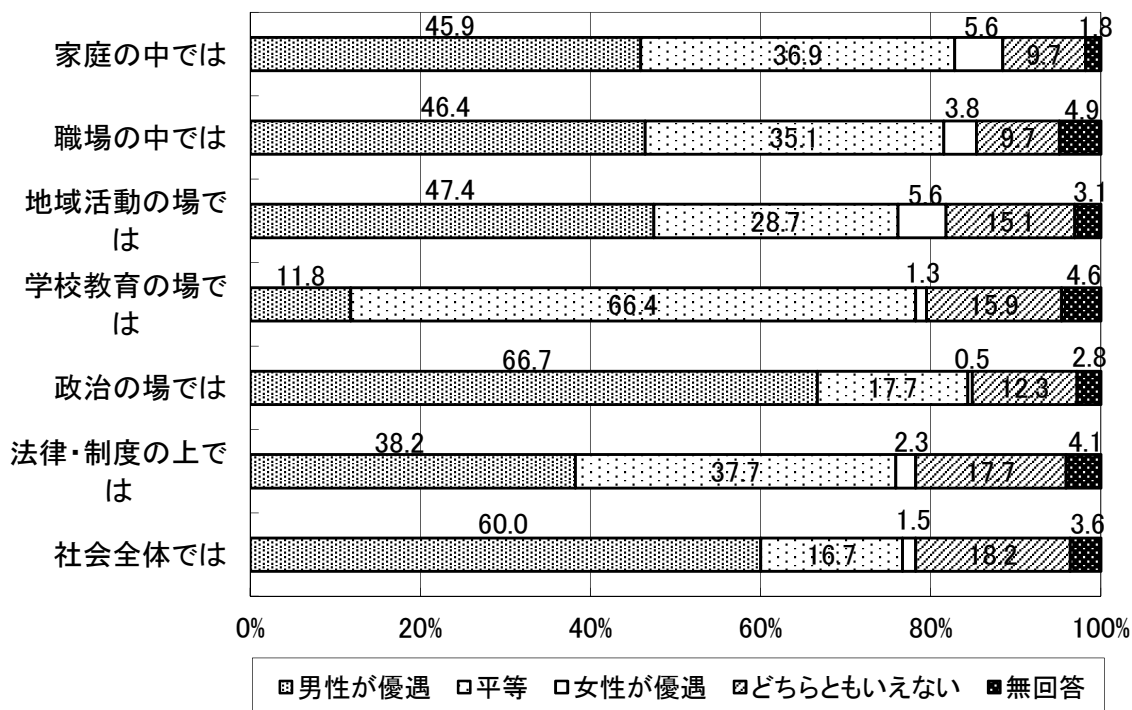
前回からの比較

「保育サービスの充実」「家族や周囲の理解と協力」について11%以上減少している。「福祉サービスの充実」「育児・介護休業を取得しやすい環境づくり」も6%以上減少。その分「労働時間の短縮」が15%増加し、「在宅勤務やフレックスタイムの導入」も約8%増加している。

サービスの充実がすすみ、労働時間の見直しへの要望が高まってい

Ⅲ 男女の平等感、社会参画、パートナーからの暴力について

問10 あなたは、次にあげる各分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。



男女の地位についての評価を7つの分野についてたずねたところ、『平等』と答えた人の割合が多いのは「学校教育の場で」66.4%、次いで「法律・制度の上で」37.7%、「家庭の中で」36.9%、「職場の中で」35.1%と続いています。

これを平成23年度の永平寺町での調査と比較しますと、いずれの項目も高くなっており、男女の地位が平等になっていると考えている人が増えています。

また、福井県の調査と比較しますと、『政治の場では』以外は高くなっていますが、全国の調査と比較しますと、『職場の中では』以外は低くなっています。

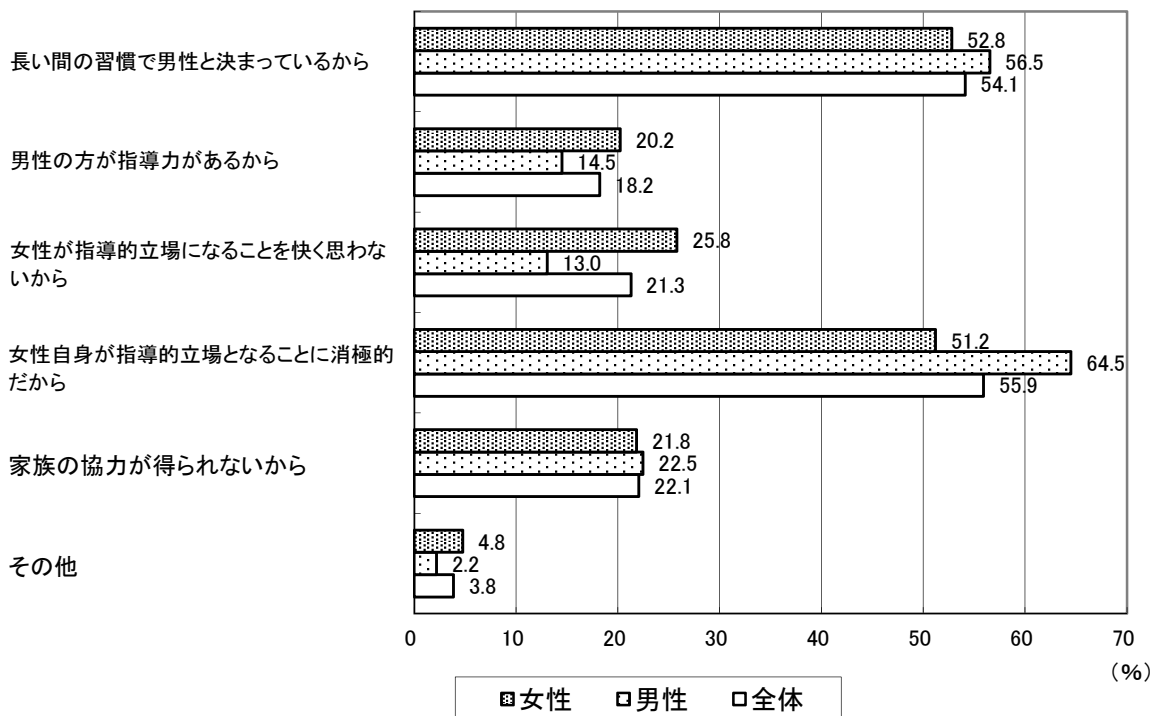
	永平寺町 (H23)	福井県 (H22)	全国 (H21)
家庭の中では	33.1%	23.8%	43.1%
職場の中では	31.0%	13.4%	24.4%
地域活動の場では	29.8%	23.1%	51.0%
学校教育の場では	64.8%	54.5%	68.1%
政治の場では	16.7%	18.4%	21.0%
法律・制度の上では	37.6%	31.8%	44.4%
社会全体では	15.3%	8.9%	20.6%

資料出所 H21男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府)
 H22男女共同参画に関する県民意識調査(福井県男女参画・県民活動課)
 H23町民意識調査～男女共同参画社会の実現に向けて～(永平寺町)

前回からの比較

「法律・制度の上で」の項目で「男性が優遇されている」を選択する方が大幅増加(8.6%増)

問11 町内会長やPTA会長など、地域で指導的立場にある女性はまだまだ少ない状況です。その理由として考えられるものは。



地域で指導的立場にある女性がまだまだ少ない理由についてたずねたところ、『女性自身が指導的立場になることに消極的だから』55.9%、『長い間の習慣で男性と決まっているから』54.1%と考えている人が多くなっています。また、『女性が指導的立場になることを快く思わないから』、『男性の方が指導力があるから』と考えている人の割合は女性が高くなっています。

『長い間の習慣で男性と決まっているから』や『女性自身が指導的立場になることに消極的だから』という項目については、前回より若干下がっているものの、この二大要因の意識はまだまだ高いと思われます。

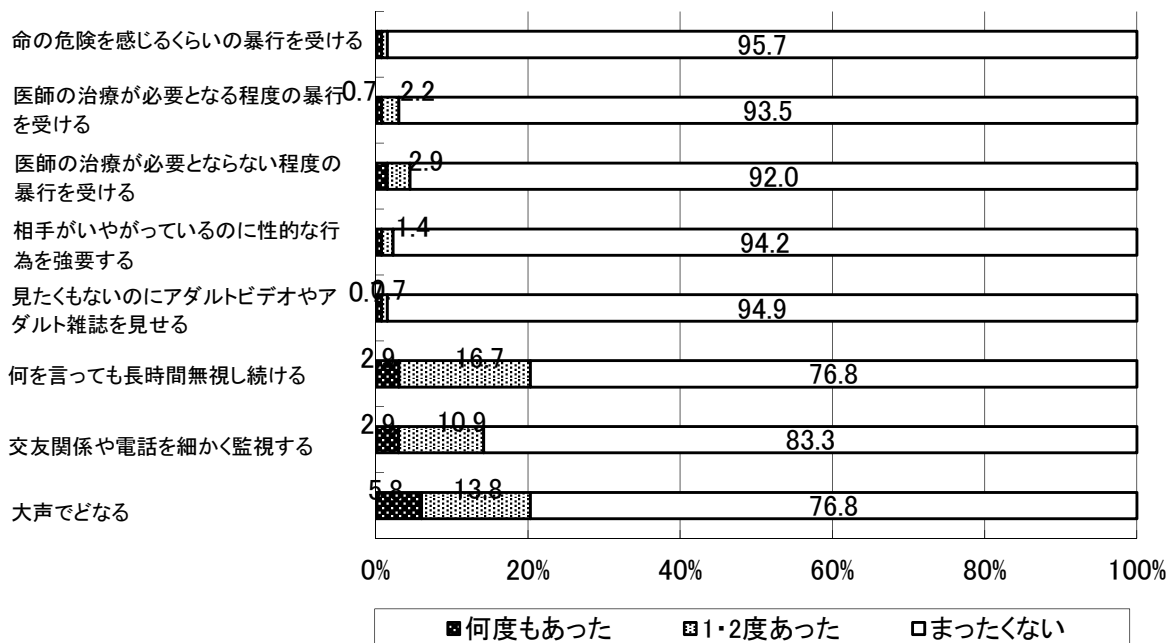
前回からの比較

「女性が指導的立場になることを快く思わない」を選ぶ方は女性・男性ともに5%以上減っている。
 しかし、「男性の方が指導力があるから」を選ぶ女性は4%増加。

問12 あなたはこれまでに、あなたのパートナー(配偶者・恋人など)から、次のようなことをされたことがありますか。

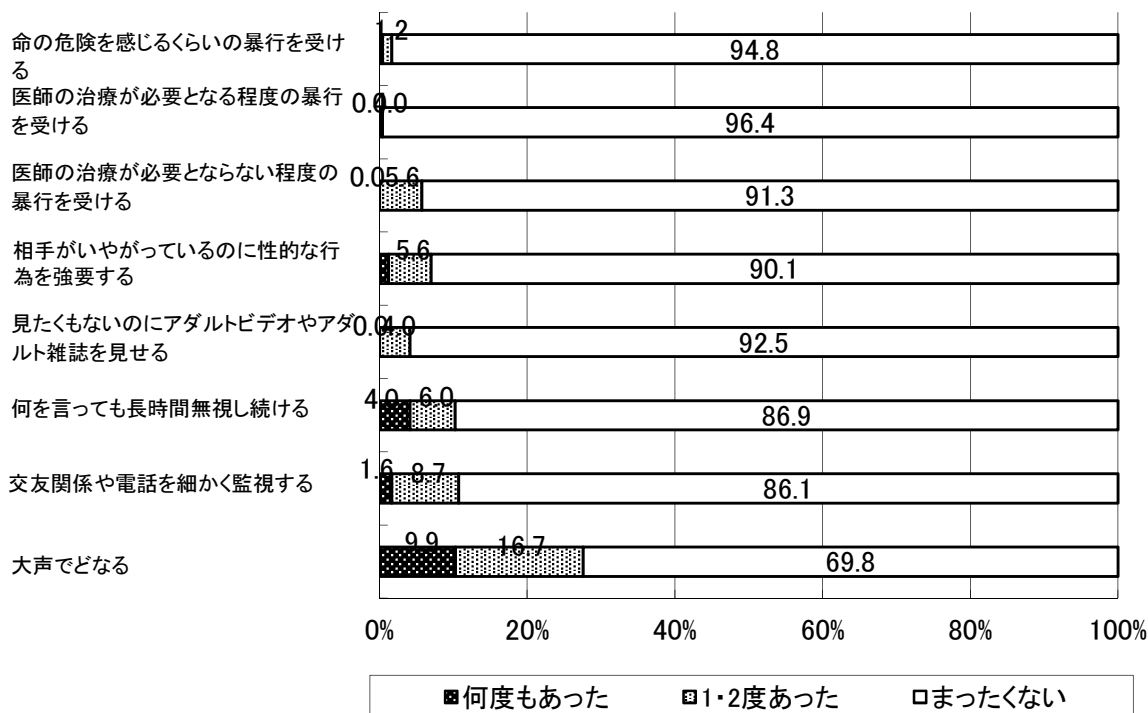
【男性 N=138】

前回比較 「何度もあった」「1・2度あった」が全体的に増加。「無視」「交友関係や電話を監視」は6%以上増加。



女性は全体的に減少。「見たくもないのにアダルトビデオ・雑誌を見せる」のみ「1・2度あった」が約3%増加。

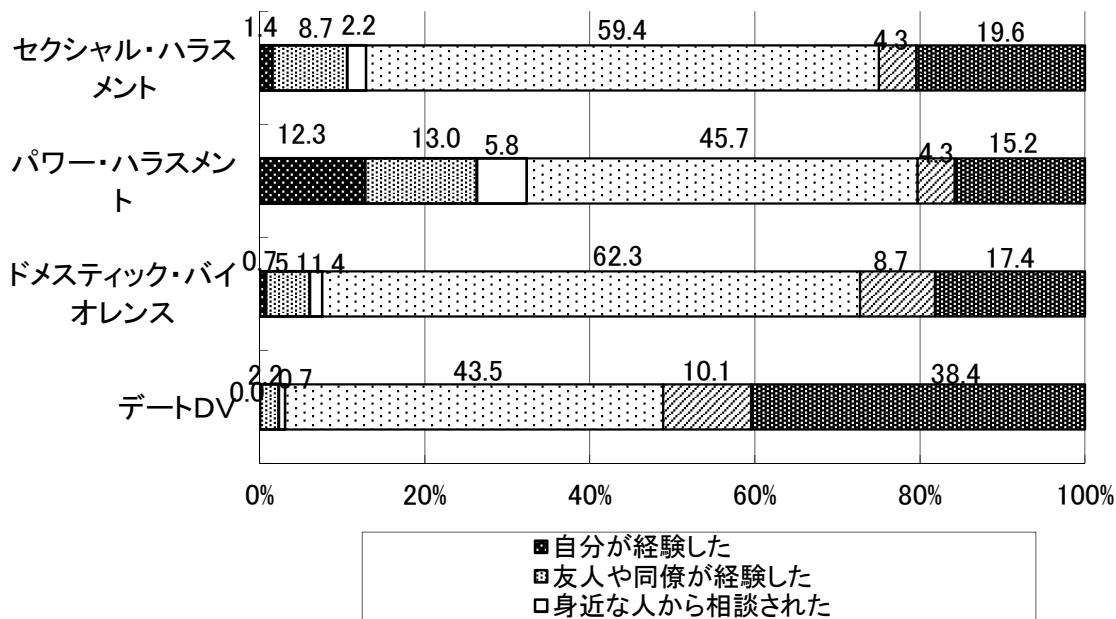
【女性 N=252】



パートナーからの暴力等についてたずねたところ、『大声でどなる』ことをされた人が女性26.6%、男性19.6%で最も多く、次いで『何を言っても長時間無視し続ける』が女性10.0%、男性19.6%でした。また、女性の中には『命の危険を感じるくらいの暴行を受けた』方が1%います。

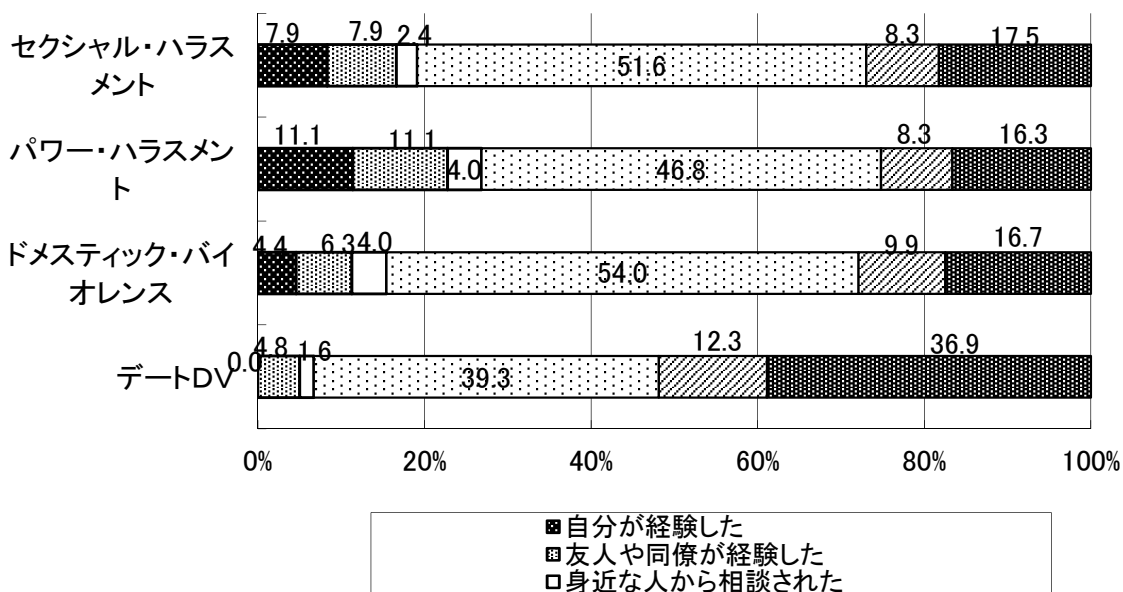
問13 以下のことについて、身近に聞いたり、経験したことはありますか。それぞれの項目で、あてはまるものを選び○をつけてください。

【男性 N=138】



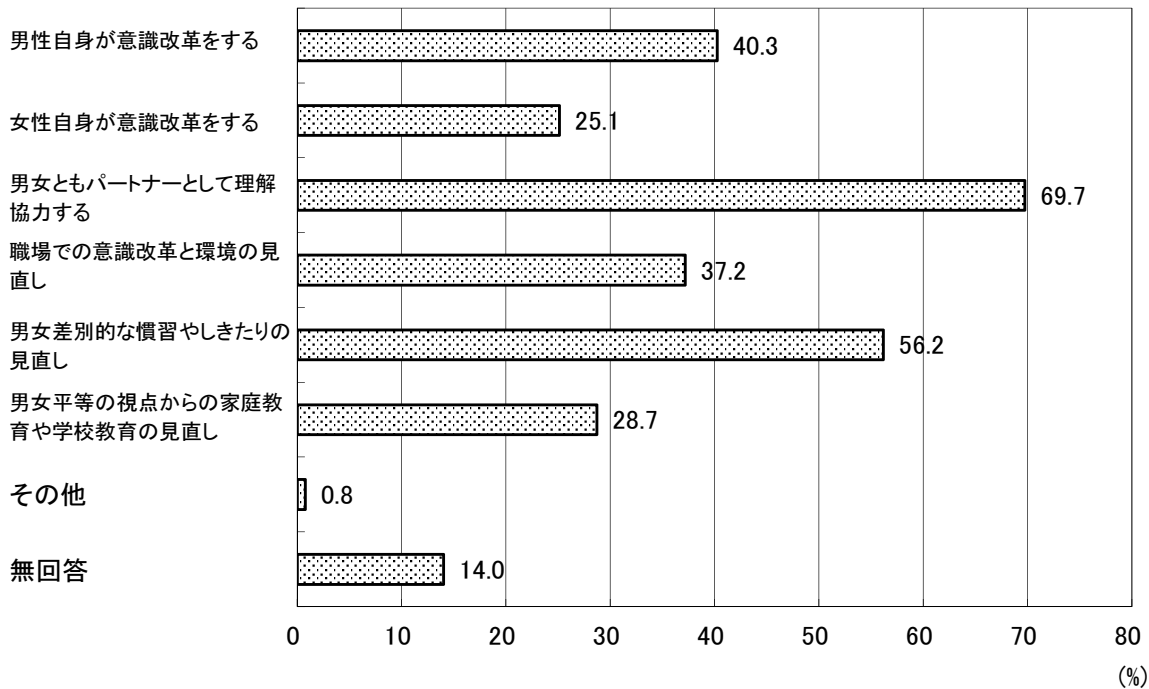
前回項目なし

【女性 N=252】



女性は「セクシャル・ハラスメント」については、18.2%の方が自分自身や身近な人が経験したり、聞いたことがあり、「パワー・ハラスメント」については男性が31.1%、女性が26.2%と、性別に関係なく高くなっています。

問14 男女が社会の対等なパートナーとして、互いに人権を尊重しつつ責任もともに担う社会の実現のためには、何が必要だと思いますか。



男女が社会の対等なパートナーとして、互いに人権を尊重しつつ責任もともに担う社会の実現のためには、何が必要だと思うかたずねたところ、『男女ともパートナーとして理解協力する』が最も多く69.7%、次いで『男女差別的な慣習やしきたりの見直し』が56.2%、『男性自身が意識改革をする』が40.3%と続いています。

このことから、男性の意識改革から、職場での意識改革へと変化していることが伺われます。

前回との比較

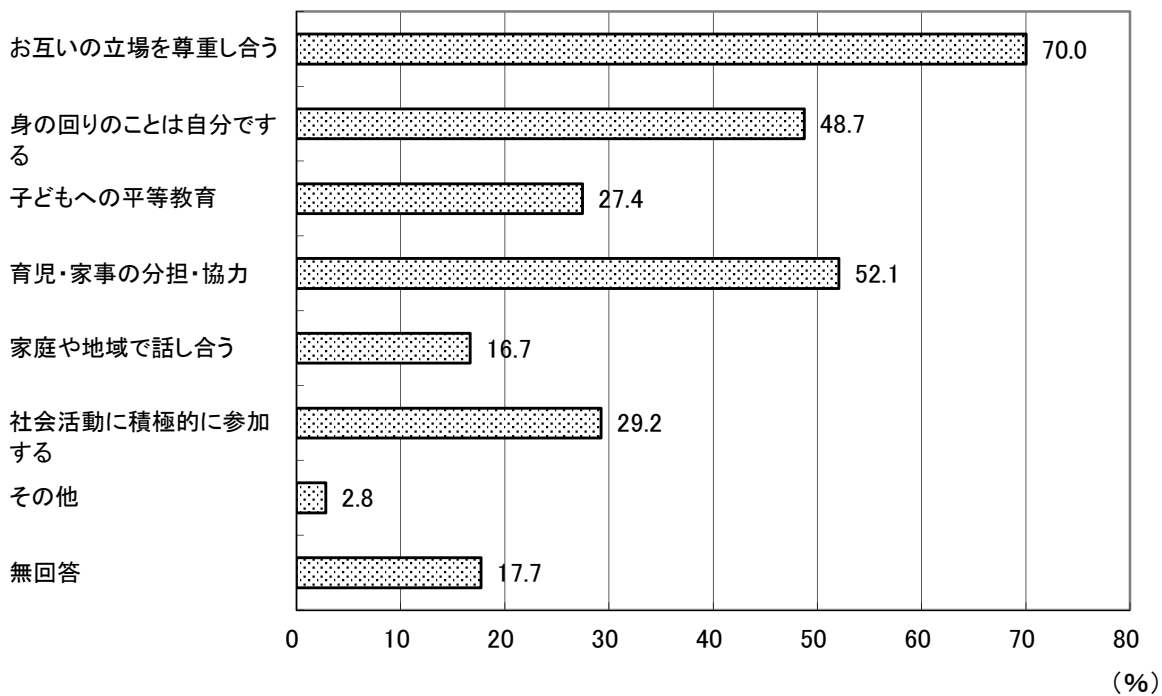
「職場での意識改革と環境の見直し」の増加が顕著。(約9%増)

「男女ともパートナーとしての理解協力する」は約6%減。

「男性自身が意識改革する」も約6%減。

男性の意識改革が進んだ証拠か

問15 男女共同参画社会の実現に向けて、あなた自身はどんなことをしたいですか。



男女共同参画社会の実現に向けてどんなことをしたいかをたずねたところ、『お互いの立場を尊重し合う』が70.0%で最も高く、『育児・家事の分担・協力』が52.1%、『身の回りのことは自分でする』が48.7%と続いています。

前回との比較

「お互いの立場を尊重し合う」は13.6%の減。

「育児・家事の分担・協力」は9.4%の減。

「子どもへの平等教育」は7.4%増。

資料6 男女共同参画に関する国内外の動き

<国際的な動き>

●国連婦人の地位委員会「北京+10」世界閣僚級会合の開催

平成17年(2005年)、ニューヨーク(国連本部)において国連婦人の地位委員会「北京+10」世界閣僚級会合が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、完全に取組むための宣言が採択されました。

●「東アジア男女共同参画担当大臣会合」の開催

平成18年(2006年)、東京において「東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催され、「東アジアにおけるジェンダーの平等を目指して」をテーマとし、男女共同参画の重要性、男女協参画の取り組みや推進にあたっての課題などについて意見交換を行い、「東京閣僚共同コミュニケ」が採択されました。

●国連の新しい女性機関「UN Women」発足及び、「APEC女性と経済サミット」の開催

平成23年(2011年)1月、国連の新しい女性機関「UN Women」発足(既存のジェンダー機関統合)し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための取り組みを進めています。9月には、サンフランシスコにおいて「APEC女性と経済サミット」が開催され、初の民間セクターと政府セクターによる会合を行い、女性の経済活動への参画強化を盛り込んだ「APEC女性と経済に関するハイレベル政策対話宣言」を採択しました。

●「第59回国連婦人地位委員会」の開催

平成27年(2015年)、第59回国連婦人地位委員会が開催され「北京宣言及び行動綱領」や「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」などが採択されました。

<国内の動き>

●「第2次男女共同参画基本計画」の閣議決定

平成17年(2005年)12月には、「第2次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、2020年までに社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度になるように期待することや、女性の再チャレンジ支援、「科学技術・防災・まちづくり等の新たな分野への男女共同参画を推進することなどが新たに盛り込まれました。

●「女性の参画加速プログラム」の発表

平成20年(2008年)男女共同参画推進本部において、多様性に富んだ活力ある社会に向けて「女性の参画加速プログラム」が発表されました。

●新たな「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の発表、「第3次男女共同参画基本計画」の策定

平成22年（2010年）、新たな「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が発表され、仕事と生活の調和の実現に向けて一層積極的に取り組む決意が表明されました。また、「第2次男女共同参画基本計画」の計画期間が終期を迎えることから、15の重点分野からなる「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

●近年の国の動き

平成24年（2012年）に、「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」を策定し、平成26年（2014年）に、女性の活躍促進と働き方改革を主要施策とする「日本再興戦略 改訂2014」を閣議決定、平成27年（2015年）には、「女性活躍推進法」が成立するなど、国の重要施策として男女共同参画が大きく取り上げられる機会が増えています。

さらには、男性中心の労働慣行見直しを強く打ち出した「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、男女共同参画社会の実現に向けた施策が推進されています。

《用語の解説》

※1 ジェンダー P. 3

一般に、生殖機能や生殖器の違いなど身体的・生理的特徴による男女の区別を指して「セックス」という概念が用いられるのに対し、「ジェンダー」は歴史や文化の中で作られた「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」という規範や区別を指す概念。

※2 エンパワーメント (empowerment) P. 6

本来持っている能力を引き出し、社会的な権限を与えること。

「女性のエンパワーメント」とは、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々な意志決定の場に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えて力を持つことを意味する。

※3 積極的改善措置 (Positive action) P. 6

積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

(例：国の審議会等委員への女性登用のための目標設定、女性国家公務員の採用・登用促進等)

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

※4 就業時間や雇用形態における選択肢 P. 7

- ・フレックスタイム制：労働者が自由に出退社時刻を決めることができる制度。
- ・育児時短：育児期間中の時間短縮勤務。
- ・短時間正社員制度：正社員の身分のまま、勤務日数や1日の労働時間を減らす制度。

・派遣労働：人材派遣会社に雇用されて、派遣先の業務を行うこと。給与は派遣会社から支給される。

などがある。

※5 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ P. 8

リプロダクティブ・ヘルス (性と生殖に関する健康) とは、平成6年 (1994年) の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年 (1995年) の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と (活動) 過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ (性と生殖に関する権利) は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

※6 老老介護 P. 8

高齢者が高齢者を在宅で、多くの場合一人で介護する状況をいう。

※7 ストーカー行為 P. 9

同一の人物に対して「つきまとい等」を反復して行うことで、恋愛感情その他の好意感情またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的で、本人や家族などに対して行う「つきまとい・待ち伏せ・押しかけ」、「監視していると告げる」、「面会・交際の強要」、「無言電話・連続した電話」、「性的羞恥心を侵害する」ことなど。

※8 ドメスティック・バイオレンス (DV)
(Domestic Violence) P. 9

日本では一般的に「夫や恋人など親密な関係にある、又は、親密な関係にあった男性から女性に向けられる暴力」の意味。

暴力には、殴る蹴るといった身体的暴力ばかりでなく、無視したり罵倒したりする精神的暴力、性的行為の強要などの性的暴力、金銭的自由を与えない経済的暴力、人間関係や行動を監視したりするなどの社会的暴力などがある。

※9 セクシャル・ハラスメント P. 9

セクシャル・ハラスメント (セクハラ) は、継続的な人間関係において、有意な力関係を背景に、相手の意に反して行われる性的な言動であり、身体への不必要な接触、性的な関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所でのわいせつな

写真の提示など様々なものが含まれる。

それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設職員とその利用者との間や、団体における構成員間など、様々な生活の場で起こりえるものである。

特に雇用の場においては、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えたり (対価型セクシュアル・ハラスメント)、またはそれを繰り返すことによって就業条件を著しく悪化させる (環境型セクシュアル・ハラスメント) ことを言い、男女雇用機会均等法には、事業主の雇用管理上の配慮義務が規定されている。

※10 デートDV P. 9

交際中の若い男女間で起こるドメスティック・バイオレンス (DV)

